

平成30年8月17日

釜石市議会議員 佐々木 義昭 様

会派名 公明党
報告者 細田孝子



会派視察調査報告書

当会派所属議員による視察調査を下記の通り実施しましたので報告致します。

1. 視察項目 ; 「止水板等設置費補助金制度について」
「雨水貯留槽設置費補助金制度について」
「市民葬について」

日時 ; 平成30年6月27日(水) 13:30~15:30

参加者 ; 細田孝子 山崎長栄

相手方 ; 埼玉県新座市市長 並木 傑

埼玉県新座市議会議員 島田 久仁代

埼玉県新座市議会事務局長 島崎 昭生

埼玉県新座市議会事務局調査係係長 石川 愛

埼玉県新座市都市整備部道路課課長 加藤智之

埼玉県新座市都市整備部道路課管理係係長 芳賀 芳一

埼玉県新座市都市整備部道路課管理係主事補 太田 愛

埼玉県新座市市民生活部環境対策課課長 平岩 幹夫

埼玉県新座市市民生活部市民課課長 松崎 武志

埼玉県新座市市民生活部市民課戸籍係係長 井上 彩子

視察場所 ; 新座市役所 本庁舎5階 第3委員会室

「研修内容」

(止水板等設置費補助金制度について)

新座市は、埼玉県南部に位置する人口約16万2000人、面積が22.78 km²の町である。1970年の市制施行より、東京都に隣接していることなどからベッドタウンとして開発が進み人口が微増してきている。

市内には西部を流れる柳瀬川と東部を流れる黒目川があり、堤防の決壊まで至らないまでも、昨今のゲリラ豪雨や台風による道路冠水をはじめ、床上・床下浸水被害が多発している状況から溢水対策の対応が喫緊の課題であった。そこで、市民への対応として土嚢の配布や、土嚢ステーションでの対応を図っていたが、ゲリラ豪雨は一時的な大雨である事が多く不在の市民や、在宅であっても高齢



者世帯であることから土嚢の利用が難しい局面があった。その対策として、雨水管整備のほかに雨水抑制施設整備を検討したが、莫大な事業費と長期にわたる工期が必要となるため、短期的かつ有効的な方法として、土嚢同様に浸水被害の軽減が図れる止水板等の設置を推進し、設置に対する費用補助制度の導入を行っている。

(雨水貯留槽設置費用補助金制度について)

同制度は、平成22年度から一般住宅を対象に始まり、平成26年度からは、共同住宅や事業用建物にも拡充されるようになった。現在は、改修が予定されている公共施設への設置も行われている。また、改修予定のない公共施設については平成28年10月に、公共施設設置の優先順位選定指針が示され、順次行われるとのことである。当初は、雨水の利活用に関する法律が制定されたことを受け、エコシティを掲げている新座市としては、環境対策の一環として推進してきたが、現在は、下水・雨水対策との視点からも取り組んでいる。

(市民葬について)

市民葬は、昭和50年6月1日から市民の経済的負担軽減と安心して葬儀を行えることを目的に行われている。同制度を利用する市民は、市指定委託葬儀社を選択し利用する事となる。現在の市民葬に係る市の費用負担額は2万円だが、過去には5万円の負担額の年度もあった。その後、市の財政状況や近隣自治体とのサービスの均衡を考慮し、平成17年に4万円、平成19年に3万円、平成24年に4万円、平成29年から2万円と補助金は流動し安定していない。利用率は補助金が3～4万円の年度では平均23.6%、平成29年度は約18%とのことである。

「所感」

(止水板等設置費補助金制度について)

新座市では、平成30年度から局所的な集中豪雨や台風などによる建築物への浸水被害の軽減対策として、市民が建築物の出入り口などに止水板を設置する費用の一部を助成する制度を始めている。補助額設定の根拠として、間口が約3mの住宅を標準と考え、止水板設置工事を施行した場合、約80万円の費用が見積もられたことから、その半額の40万円を補助上限額と定める。事業が始まったばかりで設置実績はないが、同様の事業を実施している隣接の朝霞市に於いて実績を挙げていることから、その効果は期待できるとの見通しだ。東日本大震災で地盤沈下した当市の東部地区に於いては、復興工事が進められているにもかかわらず大雨による道路の冠水や建物への浸水が繰り返されている。また、

東部地区に限らず市内全域に於いても同様に大雨の度に浸水被害が危惧される地域がある。度重なる被害を軽減し市民の不安解消に繋げるためにも止水板設置補助制度導入の検討が必要ではないかと考える。

(雨水貯留槽設置費用補助金制度について)

同制度は、当初、環境対策の一環としてトイレの水や散水など、水資源の有効活用や水道料金の節約を目的としていたが、平成26年5月に施行された「雨水の利用推進に関する法律」により、ゲリラ豪雨や台風などの下水対策としての見直しの検討がされている。各戸が一時的にでも貯留槽に雨水を貯める事により河川への雨水の流出を抑制する効果があるとのことであり、貯留槽の利用方法についての認識を新たにする。

(市民葬について)

市民葬では、経費を掛けずに心のこもった葬儀が出来るようにとの考えから始められ、43年前から長期にわたり継続し実施されている事業とのこと。昨今は、費用をかけた盛大な葬儀から、家族のみで行う家庭的な葬儀など葬儀の形が変化してきているやに見受けられる。葬儀費用への助成は、議論のある処だが、今後、身寄りのない一人暮らしの方など市民葬を望まれる方が経費を抑えた葬儀が出来るよう、市内の葬儀社と委託契約を結び生前契約ができる仕組みを検討してはどうかと考える。

2. 視察項目 ; 「火災現場に到着してから放水までの

時間を短縮した操作(渋消式)について」現地視察

日時 ; 平成30年6月28日(木) 13:30~14:30

参加者 ; 細田孝子 山崎長栄

相手方 ; 群馬県渋川市議会議長 茂木 弘伸

群馬県渋川市 渋川広域消防本部 消防長 福田 浩明

群馬県渋川市 渋川広域消防署 消防署長 真藤 喜代次

群馬県渋川市 渋川広域消防署 総務課長 山田 知己

群馬県渋川市 渋川地区広域市町村圏振興整備組合

事務局長 後藤 昌弘

研修場所 ; 渋川市広域消防本部 会議室

「研修内容」

渋川広域消防本部・消防署は、昭和47年4月1日に発足。平成18年2月20日には1町3村が合併し、新「渋川市」が誕生する。現在は、渋川市、吉岡町、榛東村の1市1町1村で構成され圏域内の消防業務を行っている。渋川広域の面積は、288.65km²、1本署4分署体制で対応し職員数は160名。職員定数は165名だが定数を下回っている状況のなかで業務に取り組んでいる。

渋消式の誕生のきっかけとなった一つが2009年に発災し、10人の犠牲者を出した高齢者施設の火災である。当時、再び惨事を繰り返してはならないという悔恨の念が職員の中にあり、改善策について上司に意見を述べるが取り上げられることもなく、よって考えることすら諦めてしまっている職場環境であったと云う。職場の雰囲気が一変したのは一人の幹部職員の誕生が契機となった。連日、何をしなければならぬのかが問われ、答えられない職員は一喝された。その繰り返しがやがて、職員の意識の改革に繋がっていくこととなる。意識改革の原点となったのは「地域住民の為に」であり、指示されるがままの「作業」であってはならないという思いからであった。災害に立ち向かう職員の意識の変革は、やがて住民の生命・財産を守る事の技術の改革と戦術の進歩まで辿り着く。渋消式の火災防御戦術は、出動から放水まで6.5分以内を目指すと同時に2口以上での放水を基本としている。また、事前に職員全員による様々な災害現場を想定した上での戦術を7パターン検討し、災害の発生時において用いるパターンを確認することで、災害対応をスピーディーに行うことを可能としている。更には、資機材の積載に指揮車を活用するなど、斬新な取り組みを行っている。

「所感」

渋消式の戦術が確立されるまでの経緯を伺い、戦術や技術革新の前に職員の意識改革があったことを知らされる。以前の職場環境は、従前の火災防御技術や方針に何の疑問も持たず、たとえ発言したとしても全く取り上げられず、聞き入れられずの環境が「何も言わない」「何も考えない」と言う負のスパイラルに陥って仕舞っていた。その閉塞感に満ちた職場環境は災害現場の対応にも少なからず影響を与えて来ていた。この状況に危機感を持った一人の幹部職員が立ち上がったことで職場環境は一変していくことになる。現状に満足せず、現状を肯定化せず、常に住民の生命・財産を守る為に為すべきことは何かと云う改革の意識を持つことは全ての公職の立場に在る者にとって欠くことの出来ない基本的スタンスではないだろうか。

以 上